

所長メッセージ

先月大変嬉しいことがありました。税理士法第33条の2の書面を提出

しているお客様について税務署から「意見聴取をさせていただきたい」という連絡があり、その意見聴取で疑問点が解消されたため、税務調査に移行することなく「申告是認」となったのです。

このお客様は私が修行させて頂いた事務所から引き継がせて頂いた会社であり、私の独立前は3年ごとに必ず税務調査が入っていましたが、弊所の関与が始まった後の最初の税務調査で大きな修正がなかったためか次の税務調査までの間隔が長くなり、2回目の税務調査も前回同様大きな修正が無く税務調査が終了したため、税理士法第33条の2の書面を申告書に添付するようになりました。この書面は、税務代理を受任した企業の税務申告書の作成に際し、税理士が計算し、整理し、又は相談に応じた事項を所定の書面に記載し、申告書に添付することができる制度です。しかし、財務大臣は、税理士がこの書面に虚偽の記載をしたときは、懲戒処分をすることができるのとされているため、私たち税理士は、お客様が信頼性の高い経理業務を行われており、自信を持ってこの書面を出せるときだけ提出を行っています。この書面の提出があった場合、税務署は税務調査を行う前に税理士に対して意見聴取を行う必要があります。今回の企業のように意見聴取で疑問点が解消されたときは税務調査に移行しないこととなっているのです。ぜひ適正な経理、適正な申告を行い、申告是認を勝ち取りましょう！（浅野）

先端設備等を取るときは事前にご連絡下さい！

6月に「生産性向上特別措置法」が施行されました。この法律の中で、中小企業の生産性向上のための設備投資の促進について規定されており、中小企業者が市区町村の認定を受けた計画に基づいて先端設備等を導入する際に、税制措置や金融支援等の支援措置を受けることができます。この税制措置では、適用期間内（2018年6月6日から2021年3月31日まで）に、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、下記の設備の中で工業会等が証明書を発行する先端設備等を新規取得した場合に、その設備に係る固定資産税の課税標準が3年間にわたりゼロから2分の1の間の市区町村が定めた割合に軽減されます。

設備の種類	用途又は細目	1台1基又は一の取得価額	販売開始時期
機械装置	全 全	160万円以上	10年以内
工 具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全 全	30万円以上	6年以内
建物附属設備（※1）	全 全	60万円以上	14年以内

※1 償却資産として課税されるものに限りです。

※2 上記の表は、市区町村によって対象が異なる場合があります。

固定資産税の軽減を受けるためには、①設備メーカー等から証明書の発行を受け、②認定経営革新等支援機関（弊所も認定を受けている機関です）へ事前確認を依頼し事前確認書の発行を受け、③市区町村に先端設備等導入計画を申請して認定を受け、④該当設備を取得し、⑤償却資産税の申告をする と

いう手続きが必要です。この手続きの流れは、「経営力向上計画」の認定を受けることにより法人税又は所得税において税額控除又は即時償却を行うことができ、固定資産税が3年間にわたり2分の1に軽減される、中小企業等経営強化法と似ています。ご注意いただきたいのは、経営力向上計画は設備取得前に認定を受けることが原則ですが設備取得日から60日以内に計画が受理されることも例外として認められている一方で、**先端設備等導入計画は設備取得後の申請が認められず、必ず設備取得前に認定を受ける必要がある**点です。設備投資を検討されるときには事前にご相談ください（児島）。

固定資産の「取得の日」と「事業の用に供した日」の違いはご存知ですか!?

固定資産の取得の日は、原則として、その固定資産の引渡しを受けた日です。引渡しを受けるにあたっては、検収をすることもあります。その場合は検収が終わり、引渡書にサインした日であると考えられます。実務上は、この**取得の日**に、固定資産を**資産計上**します。

固定資産の取得の日と事業の用に供した日は、同日ということもあり得ますが、両者の日付は**異なる場合が多い**と思われる。

事業の用に供した日とは、国税庁HPでは「一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至った日」とあります。つまり、**いつでも本来の用途に供することができる状態に至り、使用を開始する日**をいいます。

以下の場合には、**事業の用に供していない**こととなります。

- 機械装置等の設備を取得し、据付作業を行っている場合は、その据付作業中の期間
- 検収目的で試運転を行う期間は、本来の用途に供することができるかどうかを確かめている段階
- 技術者による技術指導を受けてから稼働するような場合は、技術指導を受けている期間

※ **実務上、事業の用に供した日を必ず確認する必要があります。**

減価償却は、事業の用に供した時から開始されます。「取得の日」と「事業の用に供した日」がずれるケースでは、その点に注意しなければなりません。償却限度額の計算は月割りですので、取得した日の属する月と事業の用に供した日の属する月が同じ月であるときは問題ありませんが、その両者の月がずれるときは業績にも影響しますので注意が必要です。

また、**税務調査等で実際に事業の用に供した日を確認できる書類の提示を求められる**ことがありますので、書類や記録等を保存しておくことが大切です（吉田）。



ひとりごと 6月18日の地震、7月上旬の豪雨により被害に遭われた方々、事業に支障が生じた事業者の方々には、心よりお見舞い申し上げます。

西日本豪雨では、岡山県倉敷市で浸水したエリアとハザードマップ（被害予測地図。自然災害による被害を予測し、被害範囲を地図化したもの）で危険が予測されていたエリアがほぼ一致していたことから、その精度の高さが話題となりました。今回の災害を機に、改めてハザードマップの重要性を認識し、災害時には一人ひとりが当事者意識を持って行動を取る必要があることを感じ、ご自宅や事業所のハザードマップをご確認された方も多くいらっしゃるかと思います。

弊所ではこの度、あいおいニッセイ同和損害保険様と業務提携をさせて頂きました。これに伴い、あいおいニッセイ同和損害保険様が作成されているハザードマップ（地震・津波・洪水・土砂災害の潜在リスクがビジュアル化された分かり易いもので、ご指定のご住所で作成可能です）をご提供できることとなりました。万一の際の備えに、また、損害保険の見直しの為に、ご確認頂くことをお勧め致します。ご希望の方は弊所担当者へお声掛けください（林）。

